



フレッシュ生衛信州 令和6年6月号

全額経費として計上できる飲食費が1人当たり1万円に拡大されました

交際費の対象外として経費扱い（損金算入可能）できる飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、税制改正により今年4月からは1人あたり10,000円まで損金算入できることになりました。

◇原則、交際費は損金不算入（経費として認められない）として扱われますが、特例措置により次のとおり損金算入が認められています。

- ・ 期末資本金が1億円以下の法人は、交際費800万円まで、または、交際費のうち飲食費等の50%まで
- ・ 期末資本金が100億円以下の法人は、交際費のうち飲食費等の50%まで

◇経費の範囲内で抑えたいと、ひとり5,000円までを気にして飲食されていたお客様が10,000円まで経費の範囲内として飲食が可能になります。

◇1人あたり10,000円の飲食費が「税込」なのか「税別」なのかは、お客様の会社の会計処理が「税込経理方式」か「税抜経理方式」かによって異なります。



第1回理事会を開催しました

5月16日（木）、長野市のホテル国際21で、長野県生活衛生営業指導センター及び長野県生活衛生同業組合連合会の令和6年度第1回理事会を開催しました。理事会では、令和5年度事業報告及び会計決算について審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。6月6日（木）に開催される指導センター評議員会及び連合会総会に、令和5年度事業について報告するとともに、会計決算について提案し承認を求めることになりました。



～～ 令和5年度に指導センターが実施した主な事業 ～～

1 生活衛生営業経営相談・指導事業

- (1) 生活衛生営業相談室の開設
- (2) 経営指導員巡回指導
- (3) 生活衛生営業特別指導事業
- (4) 生衛融資に係る業務
- (5) 税務講習会

2 苦情処理事業

3 研修事業

- (1) 経営特別相談員研修会
- (2) 信州経営塾

4 広報紙「フレッシュ生衛信州」の発行

5 ホームページによる情報提供

6 標準営業約款登録事業

- (1) 広報事業
- (2) 標準営業約款推進長野県協議会の開催

7 後継者育成支援事業

- (1) 後継者育成支援協議会の開催
- (2) インターンシップ事業の実施

8 全国生活衛生営業指導センター委託事業等

- (1) 景気動向等調査
- (2) 生衛業デジタル化推進モデル事業
- (3) 経営支援緊急対策事業
 - ア 専門家による相談・指導事業
 - イ 支援ニーズ発掘のための巡回指導事業
- (4) 衛生水準の確保・向上事業
- (5) クリーニング師研修、クリーニング業務従事者講習
- (6) 生衛業受動喫煙防止対策事業



公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

〔一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会〕

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp